

特記仕様書

1 適用

本仕様書は、三重県立総合医療センター厨房塗床更新工事に適用する。
なお、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年度版による。

2 履行場所

四日市市大字日永5450番地132 三重県立総合医療センター

3 履行期間

契約の日から令和6年9月30日迄

4 工事内容

本工事は三重県立総合医療センター地下厨房の塗床修繕を行うものである。工事は夜間工事で作業毎に作業場所の養生～脱脂洗浄～研磨～塗装（染めQ同等品（付着強度7N/mm² 下地破壊）～乾燥待ち～完工とし、工区分けし10日程度掛けての作業となる。施工範囲については、別添図面及び内訳書【閲覧用】に示す。

5 安全対策関係

受注者は工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施することとする。夜間工事であるが安全衛生法に基づき労務管理を徹底し、かつ安全確保及び事故防止に繋げる。

6 仮設・養生

工事期間中、作業員及び資機材の落下防止等、工事及び材料搬出入時の安全確保のための仮設ならびに既存部分への破損・汚損防止のための養生を必要に応じ行うものし、換気を徹底し床材の臭気が食材に移らないよう徹底した対策を講じること。

7 施工条件

厨房は毎日3食を配膳下膳しているため、夕食の下膳が完了する20:00～翌朝食準備前の4:30に厨房職員が作業開始できるまでの時間帯となる。一日で施工できる範囲の備品移動・復旧・養生・乾燥時間を考慮しエリアを区切り当院監督員に了承を得て進めることとする。
（着工前に当院監督員を交えて施工検討会を実施のこと）

8 施工条件

- (1) 当工事は病院運営しながらの施工となるため、患者及び病院関係者、特に厨房スタッフに支障のないように配慮する。監督員と工法、日程の協議、調整を行い施工するものとする。工事に伴う作業員の出入り、資材等搬出入及び既存物の撤去等による騒音、振動、塵芥発生については、工法、機種選定、配置、工事動線経路について十分検討を行うとともに、当院監督員と協議を行うものとする。
- (3) 保証期間は責任施工により竣工後2年保証とする。但し、あきらかな瑕疵の場合、2年超えの場合でも無償修繕とする。

9 環境への配慮

塗床材に使用する材料は、有機溶剤等を発散しない材料を用いるなど、環境に配慮したものを使用することし、臭気滞留の無いよう換気設備を設置する。食品へ臭い移りの無いよう十分配慮する。

10 労働災害の防止

- (1) 労働安全衛生に十分留意し、作業時には労働災害が発生しないよう細心の注意を払うものとする。
- (2) 作業責任者は、作業実施前に作業員全員に対し健康状態の確認を実施し、作業内容及び転落等の恐れのある場所等、危険箇所における作業上の注意事項を指示するものとする。

11 悪天候時の対応

天候により施工が困難な場合は、一時休工とし、天候回復後、現場の安全を確認または確保したうえで再開するものとする。

12 提出書類

作業計画書、作業状況を撮影し内容等を記入した写真帳等を提出するものとする。

13 官庁等への届出

工事の内容が官庁等への届出が必要となる場合は、監督員と協議を行うものとする。

14 資材購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項

資材購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際してはできる限り県内業者を優先させること。

15 疑義

本仕様書に記載の無い事項については、当院監督員と協議のうえ決定するものとする。